

職 発 0428 第 10 号
令和 8 年 4 月 28 日

各府省庁大臣官房長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の
遵守について (通知)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 71 号。以下「働き方改革関連法」という。)により整備された正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する、いわゆる同一労働同一賃金に係る規定を含む、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)の遵守については、令和元年 10 月 18 日付け職発 1018 第 2 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の遵守について (通知)」 (別添 1) により通知したところです。

今般、働き方改革関連法附則第 12 条の検討規定を踏まえ、労働政策審議会職業安定分科会雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会において検討が行われ、令和 7 年 12 月 25 日に「雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組の強化について (報告)」が取りまとめられました。また、これを踏まえた改正省令及び告示が令和 8 年 4 月 28 日に公布及び告示され、令和 8 年 10 月 1 日から施行及び適用することとされたところです (別添 2)。

改正省令及び告示により、派遣先が講ずべき措置に関する指針 (平成 11 年労働省告示第 138 号) 等の一部が改正されることとなりますが、改正の目的が派遣労働者の待遇の改善であること等を踏まえ、貴省におかれましても、労働者派遣の受入れにあたっては、改正省令及び告示による下記の改正項目についてご了知いただくとともに、別添のリーフレット (別添 3) も参照し、法令に違反することなく労働者派遣の受入れを適正に行っていただくようお願い申し上げます。

また、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等、貴府省庁の関係法人・関係団体等においても労働者派遣を受け入れる場合には、これらの関係法人・関係団体等において法令遵守のための適切な対応が行われるよう、関係部局を通じて、

周知をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

記

1 適切な就業環境の維持、福利厚生等

派遣先が、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、その利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならない施設の例に「駐車場」を追加すること。

また、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の業務の遂行状況の情報を提供する等、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう配慮しなければならないこととすること。

2 労働者派遣に関する料金の額、交渉の適切な実施等

派遣先は、派遣元事業主による労働者派遣に関する料金の額に係る交渉に一切応じない場合や、派遣元事業主が労働者派遣法第30条の3又は第30条の4第1項の規定に基づく賃金等の待遇を確保するために必要な額を派遣先に提示した上で労働者派遣に関する料金の額に係る交渉を行ったにもかかわらず、労働者派遣に関する料金の額が当該必要な額を下回る場合は、労働者派遣法第26条第11項の規定の趣旨を踏まえた対応とはいえないことに留意することとすること。

また、派遣先は、派遣元事業主が、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の待遇の改善を進める観点から、労働者派遣法第30条の4第1項第2号の賃金の決定の方法を協定で定めるに当たっては、同号イの厚生労働省令で定める賃金の額を遵守した上で、経済・物価動向及び賃金動向を勘案して協定に定める賃金の額を決定することが想定されることに留意することとすること。

また、改正内容の詳細については、以下の厚生労働省ホームページ（派遣労働者の同一労働同一賃金について）において、パンフレット等の参考資料を公表しているため、確認されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

【連絡先】厚生労働省職業安定局
需給調整事業課 鈴木、桐葉、木下
電話 03-3502-5227（直通）